

個人住民税（市・県民税）の

特別徴収の徹底について

三重県内全市町では、平成26年度から個人住民税の特別徴収の実施を徹底します。新たに実施していただく予定の事業所に、指定予告通知書を送付します。

三重県総務部税収確保課
 税務課市民税係
 ☎059-224-2133
 ☎1134

通知日 10月16日(水)発送予定

指定予告通知書送付対象事業所
 ・特別徴収を実施していない事業所
 ・パート・アルバイトなどの一部の従業員の特別徴収を実施していない事業所など

平成25年1月に提出された給与支払報告書などに基づき送付します。実際に特別徴収をしていたかどうかは、平成26年1月に提出される給与支払報告書などにより計算を行い、税額が発生した場合となります。該当する事業所には、平成26年5月に「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を送付します。

事業主のみなさんへ
 個人住民税を特別徴収していただきますか？
 給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収(引き去り)して、給与所得者に代わって市に納入することになります。
 パート・アルバイトを含むすべての従業員を対象に、特別徴収を実施していただきます。
 ※非課税従業員、給与の不定期支給など一部対象外となる場合があります。

従業員のみなさんへ
 個人住民税が給与から引き去られていますか？
 毎年5月末までに事業主から「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」が配付されていますか。また毎月の給与から個人住民税が特別徴収(引き去り)されていますか。
 ※複数の事業所より給与を支給されている場合は、所得を合算のうえ、税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与より特別徴収(引き去り)されます。
 くわしくは、税務課市民税係または三重県総務部税収確保課まで問い合わせください。ホームページ(☎http://www.pref.mie.lg.jp/zeimu/hp/)をご覧ください。
 「三重 県税のページ」で検索できます。

平成25年度交通安全ポスター

コンクール入賞者発表

市民課人権・生活係 ☎25-1411

市が募集した交通安全ポスターの審査の結果、321点の応募作品の中から次の10人が入賞となりました。

小学生の部



鳥羽市長賞
 安楽島小3年 石野 改さん



鳥羽市交通安全母の会長賞
 答志小5年 川原 華瑠さん

中学生の部



鳥羽市長賞
 加茂中3年 佐藤 唯さん



鳥羽市交通安全母の会長賞
 加茂中2年 小久保 菜さん

鳥羽警察署長賞

小学生の部
 鳥羽小6年 中村太陽さん
 中学生の部
 加茂中2年 寺本明日香さん

鳥羽地区交通安全協会会長賞

小学生の部
 鳥羽小4年 斎藤小夏さん
 中学生の部
 鳥羽東中1年 原干菜美さん

鳥羽市自治会連合会長賞

小学生の部
 答志小6年 勢力あかりさん
 中学生の部
 加茂中2年 藤原 華さん

【交通安全ポスター展を開催しています】
 とき 10月11日(金)まで
 ところ 鳥羽ショッピングプラザハロー